

発 室 発 第 7 号  
平成 3 0 年 4 月 6 日

原子力規制委員会 原子力規制庁  
緊急事案対策室長 殿

日本原子力発電株式会社  
常務執行役員 発電管理室  
石坂 善

東海第二発電所原子力事業者防災業務計画の補正について（連絡）

平成 2 9 年 1 1 月 1 7 日付け東二安防発第 1 7 号にて届け出ました「東海第二発電所原子力事業者防災業務計画」につきましては、茨城県の組織改正による組織名称の変更に伴い、添付資料のとおり補正しますのでご連絡いたします。

なお、本件連絡後は、補正後の内容に従って原子力防災関係業務を遂行することといたします。

添付資料

東海第二発電所原子力事業者防災業務計画 読替表

以 上

東海第二発電所原子力事業者防災業務計画 読替表 (1/3)

読替前	読替後	備考
<p style="text-align: center;">別図2-9-1</p> <p style="text-align: center;">警戒事象に基づく連絡経路</p> <p style="text-align: center;">連絡</p> <p>国(警戒事態の判断があった場合)</p> <p>原子力防災管理者</p> <p>電話 FAX</p>	<p style="text-align: center;">別図2-9-1</p> <p style="text-align: center;">警戒事象に基づく連絡経路</p> <p style="text-align: center;">連絡</p> <p>国(警戒事態の判断があった場合)</p> <p>原子力防災管理者</p> <p>電話 FAX</p>	<p style="text-align: center;">茨城県組織改正に伴うもの</p>

東海第二発電所原子力事業者防災業務計画 読替表 (2/3)

読替前	読替後	備考
<p style="text-align: center;">別図2-9-2</p> <p style="text-align: center;">対外通報先—原災法第10条第1項に基づく通報(報告)経路— (発電所内での事象発生)</p> <p style="text-align: center;">関係自治体に災害対策本部等が設置されている場合には、別図2-9-4の経路で通報(報告)する。</p>	<p style="text-align: center;">別図2-9-2</p> <p style="text-align: center;">対外通報先—原災法第10条第1項に基づく通報(報告)経路— (発電所内での事象発生)</p> <p style="text-align: center;">関係自治体に災害対策本部等が設置されている場合には、別図2-9-4の経路で通報(報告)する。</p>	<p style="text-align: center;">茨城県組織改正に伴うもの</p>

# 東海第二発電所原子力事業者防災業務計画 読替表 (3/3)

読替前		読替後	
<p>別図2-9-4</p> <p>対外通報先—原災法第10条第1項に基づく通報後の通報（報告）経路— (発電所内での事象発生)</p>	別図2-9-4	<p>別図2-9-4</p> <p>対外通報先—原災法第10条第1項に基づく通報後の通報（報告）経路— (発電所内での事象発生)</p>	備考
		<p>茨城県組織改正に伴うもの</p>	